

熊本県環境センター環境学習ルーム使用取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、熊本県環境センター（以下「センター」という。）の環境学習ルーム（以下「学習ルーム」という。）の使用の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用者の範囲等）

第2条 学習ルームは、センターにおける業務のために使用するものとする。

2 前項のほか、所長が管理運営上支障がないと認めるときは、次の各号に掲げる場合に限り、学習ルームの使用を承認することができる。

- （1）国又は国の関係機関並びに県又は県の関係機関が主催する公の行事、会合並びに会議
- （2）センター業務に関係性のある会合及び会議
- （3）環境に関する営利を目的としない創作活動や啓発活動、会合並びに会議
- （4）その他所長が認めたもの

（承認の基準）

第3条 所長は、前条第2項の承認を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を承認しないことができる。

- （1）センターにおける公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- （2）センターの施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- （3）虚偽その他不正の手段により承認を受けようとしたとき。
- （4）その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。

（使用申込等）

第4条 第2条第2項に規定する者が学習ルームを使用する場合、使用責任者を定め、学習ルーム使用申込書（別記様式）を所長に提出し、承認を受けなければならないものとし、使用申込みは、原則として使用予定日の1ヶ月前からとする。

（使用上留意すべき事項等）

第5条 学習ルームを使用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）使用時間は、片付け等を含めて承認を受けた時間内に終了すること。
- （2）備え付けの備品等は持ち出さないこと。
- （3）室内構造物及び備品等を損傷又は汚損しないように留意するとともに、美観を損ねる行為は行わないこと。

附 則

この要領は、令和 6 年 5 月 2 4 日から施行する。

(別記様式)

学習ルーム使用申込書

年 月 日

熊本県環境センター所長 様

使用責任者

所属又は住所

氏名

連絡先(電話番号)

下記により学習ルームを使用したいので、承認くださるようお願いします。なお、
使用に際しては熊本県環境センター環境学習ルーム使用取扱要領を遵守いたします。

記

1 使用日時 年 月 日 時 分から
 年 月 日 時 分まで

2 使用目的 _____のため

3 使用人員
(使用責任者含め) _____名